

総務部

1. 必要に応じ三重県司法書士会の規則・規程・指針等の見直し
2. 会員専用ページの運営
3. 事務局に関する諸規程の制定
4. 親睦事業の企画・運営
5. 司法書士業務賠償損害保険につき保険会社との連絡調整及び必要に応じ業務賠償損害保険に関する規定等の見直し
6. 会員からの業務に関する意見・疑問点等の情報収集及び事務局等との実務協議等の実施並びに会員への情報提供
7. 司法書士会内の防災対策
8. その他、他の部・委員会の所掌に属さない業務の実施

財務部

1. 予算収入の状況及び執行状況の把握と検討
 - (1) 一般会計及び会館特別会計予算の効率的・効果的な執行に向けて、会費等の収入状況及び毎月の支出状況の把握と検討を行い、予算の適切な管理執行に努める。
 - (2) 適正な予算執行を図るため、各部各委員長等へ執行状況等を適宜提供する。
2. 財務内容の検討
 - (1) 中間期及び年度末の決算書等により、財務内容の検討を行う。
 - (2) 効率良い事業執行と支出の抑制、両面を踏まえ収支均衡型の財務運営を目指す。
3. 会館の維持・管理等
 - (1) 会館及び付帯設備の定期的な点検・修繕等を行い、継続的な維持管理に努める。
 - (2) 経年による会館及び付帯設備の修繕等を計画的に行うため、緊急性等に基づく優先順位を定め、費用等を勘案しながら順次検討を行う。

研修部

1. 空き家問題・相続登記未了問題への対応を中心に、必要な研修を必要に応じて実施する。
2. 財産管理人名簿登載要件である研修会を開催する。
3. 改正が予定されている法律等（相続法等）について、情報収集を行い、必要に応じて会員へ情報提供を実施する。
4. 日本司法書士会連合会、日本司法書士会連合会中部ブロック会で行われる会員研修を確認し、司法書士の業務に必要な専門分野及び倫理の保持に必要な研修について、本会で行うべき研修、支部で行うべき研修を検討し、適宜適切な集合研修を開催する。また、必要に応じて、ビデオライブラリ、eラーニングシステム、DVDの案内を行い、会員が年間12単位以上の研修単位を取得できる環境を用意する。
5. 各部、各委員会、各支部、関連他団体との連絡、協力のもと研修の共催及び案内を行う。
6. 年次制研修を実施し、実施方法及び年次制研修受講対象の未受講者について、日司連会員研修規則

及び日司連会員研修実施要領等にもとづき適切に対応する。

7. 本会で行う研修のうち、録画可能なものについてサテライト会場を設置し、SDカード等を用いた研修会場等を設置することにより、遠隔地会員の研修の利便性を図り、各会員が本会主催の研修を受ける機会を均等にしよう努める。
8. 研修の履修状況について、三重県司法書士会ホームページにより一般市民に公表する。
9. 三重県司法書士会研修規則第4条第2項の理事会で定めるとされている事項について整理し実施要領等の規程として作成する。
10. 司法書士登録希望者の配属研修及び入会後の新入会員研修を実施し、新入会員向け研修の充実を図り、対象者の積極的参加を促す。

広 報 部

対外広報においては、司法書士の多岐にわたる業務内容をより広く知っていただくための活動である「制度広報」と市民公開講座、無料相談会、巡回相談会、相続出前講座及び消費者教育講座などの司法書士会実施の事業である「事業広報」を、パブリシティ活動、行政機関や裁判所との連携及びホームページなどを通じて、積極的に市民の中に周知する活動を行いたい。また、市民公開講座や無料相談会以外の市民向け事業や、祭りなどのイベントへのブース出展など、従来とは異なる広報活動を実現させたい。さらに、これらの活動に必要なPRグッズの制作なども含めた環境整備を図りたい。

ホームページについては、情報伝達手段の多様化された社会において、市民と我々司法書士・司法書士会をつなぐ重要なハブの役割を担っていることに疑いはなく、常に「閲覧者の目線」に立ちつつ、その役割を果たすべく、昨年度に引き続き、見直しに務めていきたい。

一方で、昨年度に引き続き、既存の事業の見直しを図りつつ、他方で、機動的な事業展開を図ることにより、効率的な対外広報を展開していきたい。

対内広報については、対外広報活動を充実させるためには、会内部の活性化が不可欠であると考えられるため、会員に対し、速報みえ・ホームページ等を利用して、適宜情報提供を心がけるなどすることにより活性化を図りたい。

1. 対外広報

- (1) 各支部との協力による無料相談会の開催（相続登記はお済みですか月間など）
- (2) 市民法律支援事業部、総合相談センター及び空家等対策委員会等各部各委員会並びに法務局、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート三重支部及び三重県青年司法書士協議会等関連諸団体との連携による効果的な広報活動の展開
- (3) 地方新聞・TV局などを利用した効果的な対外広報活動
- (4) 各支部との協力による広報活動及び支部広報活動に対する支援事業
- (5) ホームページの維持管理、見直し及びSEO対策（SNSとの連動など）
- (6) 広報ツール（パンフレット・リーフレット・ポスター等）の制作及び配布
- (7) 市民向け事業（講座・シンポジウム・法律教室など）の開催
- (8) 市民向け各種イベントへのブース出展

2. 対内広報

- (1) 速報みえの発行による諸情報の提供

3. その他

- (1) 既存事業の見直し

市民法律支援事業部

1. 総合相談センターの運営
2. 司法アクセス困難地域における巡回相談会の開催
3. 所有者不明土地・相続未了土地問題等に関する相続登記相談会の開催および法務局・行政との連携
4. 日司連から要望される各種相談会への協力
5. 日本司法支援センターとの連携および法律扶助の利用促進。
6. 消費者出前講座および相続出前講座等の法教育事業
7. 裁判関係業務等についての研修等企画検討
8. 三重県多重債務対策協議会、三重県消費生活センターとの連携および事業の協力
9. 生活困窮者支援への助成制度、その他会員の業務についての助成制度の検討、創設、運営

特別委員会

非司法書士排除委員会

当委員会は、司法書士以外の者（特に他士業）が司法書士業務を行ったり、司法書士であるかのような紛らわしい名称を用いるなどの行為（非司法書士行為）を排除することを目的として次の活動を行う。

1. 司法書士法施行規則第41条の2の規定に基づく司法書士法等違反に関する調査
津地方法務局長からの委嘱があった場合には、これを行う。
調査を確実なものとするため、調査実施前に具体的な調査方法を協議し、統一基準を策定したうえで調査を行う。
2. 非司法書士行為の監視
インターネットホームページ、紙面広告等で非司法書士行為が疑われる内容の監視、調査を行う。
会員から非司法書士行為が疑われる事実についての情報を収集する。
3. 非司法書士の排除
非司法書士の排除に関する事項について建議を行う。

空家等対策委員会

本委員会は、平成27年5月に完全施行された空き家対策特別措置法および所有者の把握が難しい土地等への対策に対応するための委員会として、平成28年2月の理事会で承認された委員会である。

各市町との協定締結や協議会への参加、そして具体的な業務の受託は各支部での対応をお願いする事になるが、本委員会は協定書や業務受託契約の内容を検討するほか、各地域での対応状況を各支部間において情報共有するとともに本会として全体の状況を把握し、問題点の洗い出しや対応方を検討することを目的として発足した。

現在、空き家対策に関する協定を伊賀市・名張市・桑名市と、空家等に係る所有者等調査業務委託契約を菟野町と締結しており、引き続き各市町村との協定及び業務委託の締結と協議会への司法書士の参

画を進め、相続人の所有者調査、財産管理人への司法書士業務へつなげる活動を行っていく。

1. 協定書・受託契約書の内容検討
2. 各支部との情報共有
3. 空き家相談会への相談員派遣
4. 市民向けシンポジウムの企画・開催
5. 所有者不明土地問題の研究
6. 他団体及び三重県との連携

民法改正対策委員会

1. はじめに平成29年度においては、特に三重県司法書士会の会員への民法改正の周知を第一目標に掲げ事業を遂行してきたが、平成30年度は次の事業を重点的に行いたい。
2. 重点事業
 - (1) 三重県司法書士会の会員向けの本会研修
前年度は各支部研修を通じて各会員への民法改正の周知を一定程度図ることができたが、本年度は本会研修で司法書士業務で目にする売買契約書、賃貸借契約書などを題材にした、より実践的な研修を企画している。
 - (2) 各支部への研修
前年度に引き続き要望があれば各支部研修への研修講師派遣なども考えている。予算の都合もあるのでどこまでできるかは不透明な部分はあるが、各支部の要望に沿った形での民法改正研修も考えている。
 - (3) 他業界への研修
本年度は、土地家屋調査士会、税理士会、行政書士会、不動産業界、金融業界等を対象とした民法改正研修を企画している。そのためには、関係団体に対して民法改正対策委員会の活動を理解していただくだけでなく、委員会としても各業界に民法改正がどのような影響を与えるのかについて情報収集と研究を重ねたい。
 - (4) 三重県司法書士会の会員向けの資料の作成
平成32年4月1日に改正民法が施行されることもあるので、平成30年度末ないしは平成31年度初めまでに会員向けの資料を配布したいと考えている。司法書士実務への影響にある部分を中心とした資料作成を行う。
 - (5) 民法改正についての情報収集活動
民法改正の内容が固まったことを受け、民法改正に関する書籍が多く刊行され、日司連その他団体による講義も多く行われてきた。これらの情報をいち早く仕入れ、各会員の皆様に還元できるようにしたい。